

令和6年度 島根県社会医学系専門医コース（県職員採用医師）募集要項

1. コースの概要

社会医学系専門医制度は（一社）社会医学系専門医協会が運営する専門医制度であり、原則3年間の研修受講を経て、認定試験に合格することで、社会医学系専門医の資格を取得できるものです。

本コースは、島根県職員としての立場で研修を受け、専門医の資格を得てからも、引き続き、島根県内の行政機関で研鑽を積みながら公衆衛生等に携わっていただくものです。

2. 応募資格

次のいずれにも該当する者

- (1) 医師免許を取得している者
- (2) 初期臨床研修を修了している者又は令和7年3月に修了見込みの者
- (3) 上記(1)、(2)にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は受験できません。
 - (ア) 日本の国籍を有しない者
 - (イ) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - (ウ) 島根県の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - (エ) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
 - (オ) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

3. 募集人員

若干名

4. 採用後の勤務条件

(1) 研修

専門医協会の認定を受けた本県独自の研修プログラムである「ご縁の国しまねプログラム」に則り実施します。

(2) 行政機関での勤務

島根県内の行政機関に勤務（派遣）します。

勤務（派遣）先は県の人事により決定します。

5. 処遇等

島根県職員（正規職員）の医師として採用されます。

研修先又は派遣先においてもその身分は保証されます。

給与は県の規程により支給されます。基本給のほか、初任給調整手当、地域手当、医師手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等の諸手当を支給します。

（例：26歳 年俸1000万円程度。ただし、勤務地によって前後します。）

6. 応募手続き

(1) 応募方法

以下の書類に必要事項を記入し、郵送又は持参により提出してください。

- ① 履歴書（写真貼付け） 1通
- ② 大学の卒業証書の写し又は卒業証明書 1通
- ③ 医師免許証の写し 1通
- ④ 保険医登録票の写し 1通
- ⑤ 在職証明書 1通
- ⑥ 初期臨床研修修了（見込）証明書 1通

【提出先】

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地
島根県健康福祉部健康福祉総務課

(2) 提出期限

令和7年1月31日（金）

7. 採用方法

面接及び書類選考により採用候補者を決定し、地方公務員法第18条の規定に基づき島根県人事委員会が行う選考を経て採用を決定します。

8. 面接日時

応募者へ直接通知します。

9. 合格発表

令和7年2月末までに応募者へ直接通知します。

10. 採用

令和7年4月1日 ※採用日は相談に応じます。

11. 個人情報の取扱い

個人情報は、本コースの受付、選考、採用等に関する事務で使用するために収集しており、それ以外の目的に使用することはありません。

12. 問合せ先

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地
島根県健康福祉部健康福祉総務課
TEL 0852-22-5249（直通）
E-mail kenpuku-somu@pref.shimane.lg.jp